

吹田市下水道敷及び法定外公共物（水路敷）占用料の額 改定内容

(単位：円)

占有物件		単位	占用料	
			現行	令和8年度以降
法第32条第1項 第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき1年	3,300	3,200
	第2種電柱		5,000	4,900
	第3種電柱		6,800	6,600
	第1種電話柱		2,900	2,900
	第2種電話柱		4,700	4,600
	第3種電話柱		6,400	6,300
	その他の柱類		260	290
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	29	29
	地下電線その他地下に設ける線類		17	17
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	2,600	2,800
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	1,700	1,700
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	5,200	5,700
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	2,300	2,400
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	12,000	12,000
その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	5,200	5,700	

吹田市下水道敷及び法定外公共物（水路敷） 占用料の額 改定内容

(単位：円)

占有物件		単位	占有料	
			現行	令和8年度以降
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	170	170
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		260	260
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		350	340
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		700	690
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		1,700	1,700
	外径が1メートル以上のもの		3,500	3,400
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設で、自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類（地下に設けるものに限る。）	長さ1メートルにつき1年	-	17
	自動運行補助施設で、自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類（地下に設けるものを除く。）		-	57
	自動運行補助施設で、道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		-	4,600
	自動運行補助施設で、その他のもの（上空に設けるものに限る。）	占有面積1平方メートルにつき1年	-	2,900
	自動運行補助施設で、その他のもの（上空に設けるものを除く。）		-	1,700
	その他のもの		-	5,700
法第32条第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	5,200	5,700
法第32条第1項第5号に掲げる施設	階数が1の地下街及び地下室	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額
	階数が2の地下街及び地下室		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額

吹田市下水道敷及び法定外公共物（水路敷） 占用料の額 改定内容

(単位：円)

占有物件		単位	占有料	
			現行	令和8年度以降
法第32条第1項第5号に掲げる施設	階数が3以上の地下街及び地下室	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.010を乗じて得た額	Aに0.009を乗じて得た額
	上空に設ける通路		6,200	5,800
	地下に設ける通路		3,700	3,500
	その他のもの		5,200	5,700
法第32条第1項第6号に掲げる施設	一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	120	120
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	1,200	1,200
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（一時的に設けるものに限る。）	表示面積1平方メートルにつき1月	1,200	1,200
	看板（一時的に設けるものを除く。）	表示面積1平方メートルにつき1年	12,000	12,000
	標識	1本につき1年	4,200	4,600
	アーチ（車道を横断するものに限る。）	1基につき1月	12,000	12,000
	アーチ（車道を横断するものを除く。）		6,200	5,800
令第7条第2号に掲げる工作物	占有面積1平方メートルにつき1年	-	5,700	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートルにつき1月	1,200	1,200	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		520	570	

吹田市下水道敷及び法定外公共物（水路敷） 占用料の額 改定内容

(単位：円)

占用物件		単位	占用料	
			現行	令和8年度以降
令第7条第9号に掲げる施設	階数が1の建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.010を乗じて得た額	Aに0.010を乗じて得た額
	階数が2以上の建築物		Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.010を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額

備考

1. 施行期日

令和8年4月1日以後の占用に係る占用料：令和8年(2026年)4月1日

2. Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。